

公 示

乗合バスの上限運賃変更認可申請に係る事案の公示について

… 2

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年2月19日

関東運輸局長 藤田 礼子

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：25A19
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和8年2月2日
 - ② 申請者：九十九里鉄道株式会社
 - ③ 適用路線：千葉県内の対キロ区間全路線
 - ④ 平均改定率：44.7%
 - ⑤ 初乗り運賃：160円（現行：200円）
 - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
	現金	現金		
東金駅～千葉学芸高校	170	270	7,650	12,150
東金駅～九十九里高校	270	570	12,150	25,650
東金駅～海の駅九十九里	530	790	23,850	35,550
千葉駅～西が丘	550	1,470	24,750	66,150

※申請の運賃は、事業の経営に必要な原価に応じて算出される事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。実際に事業者が旅客から収受する運賃は上限の範囲内で別に定められることとなります。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上